

会 議 録

1 2 月

会 期	12月13日から12月13日までの1日間
-----	----------------------

令和6年第4回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和6年12月13日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和6年12月13日 午前9時29分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 康幸 5番 安西 博文 2番 森岡 健治 6番 山石 恭助 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦 教 育 課 長 戎 秀之 ふるさと創生課長 井上 靖 吉野生支所長 竹葉 誠 農林振興課長 小西 亨 代表監査委員 榎本 孝幸
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 4番 山田 寛二 5番 安西 博文
会 期 の 決 定	令和6年12月13日～12月13日（1日間）

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 4番 山田 寛二 議員・7番 安西 博文 議員
2	—	会期の決定 12月13日から12月13日までの1日間
3	—	一般質問 (4番、2番、6番、3番)
4	報告 8	松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
5	承認 11	専決処分の承認について (令和6年度松野町一般会計補正予算(第3号))
6	議案 52	南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
7	議案 53	愛媛県市町総合事務組合格約の変更について
8	議案 54	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
9	議案 55	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
10	議案 56	松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について
11	議案 57	松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
12	議案 58	松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
13	議案 59	松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

14	議案 60	町営土地改良事業の施行について
15	議案 61	令和6年度松野町一般会計補正予算（第4号）
16	議案 62	令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
17	議案 63	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）
18	議案 64	令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
19	発議 2	松野町議会委員会条例の一部改正について
20	報告 9	議会改革特別委員会結果報告について
	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

5 閉 議

6 閉 会

議 長	<p>ただいまから、令和6年第4回松野町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:29)</p>
	<p>町長から、議会招集挨拶を受けます。</p>
坂本町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町 長	<p>それでは定例議会の開会にあたりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p>
	<p>本日、令和6年第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p>
	<p>今年の秋は、猛暑の余韻を残したような気温の高い日々が続いておりましたが、師走に入りようやく寒波が訪れ、それとともに慌たしさも日々増しております。その間、町内各地で秋祭りや文化祭、スポーツ行事などが盛んに行われ、町内外との交流の機会が生まれ、地域に活力がもたらされていること大変ありがたく関係の皆様のお尽力に心から感謝申し上げる次第でございます。</p>
	<p>さて私は、先の町長選挙におきまして、町民の皆様のお温かい御理解、御支援をいただきまして、3期目の町政をスタートすることができました。誠にありがたく心から感謝申し上げますとともに、その責任を痛感しているところです。これから4年間、町政の舵取り役として、町民の負託に応えられますように、全身全霊を注いで力の限り頑張つて参る決意でございます。また、無投票という形にはなりましたが、町民の皆さんから全面的な御信任をいただいたとは思っておりません。選挙活動中に拝聴した御批判や御叱責に対しては、1つ1つ真摯に向き合い、解決していかなければならないと自戒の念を強くしているところでございます。</p>
	<p>ここで少しばかりお時間をいただきまして、3期目の町政運営に対する私の所信を述べさせていただきます。</p>
	<p>私はこれまでの2期8年の間、「小さな町の大きな挑戦」を町政の</p>

基本理念とし、町内の各部落をまちづくりの基礎単位として位置付け、小さな町だからこそ可能な地域創生に取り組んで参りました。いやいや、大きな挑戦って何もしてないよねっていう御批判もあるかもしれませんが、しかしこの大きな挑戦というのは、大規模な投資による基盤整備や一過性の集客イベントの開催ではなくて、生活に身近な課題を様々な行政分野で連携させながら、住民の皆さんとともに解決していくことです。その信念に基づき、各部落ごとの住民座談会を復活させるとともに、各部落への権限、財源の移譲を積極的に推し進めて参りました。その具体例として、町の総合計画の中に、各部落の地域づくりの指針となる地域計画を搭載するとともに、部落の事業や活動の原資として自由に使える地域づくり交付金制度を導入、部落が優先順位を決定し実施する道路等維持管理事業、農業農村整備事業、協働のまちづくり事業などを創設、拡大するなど、地域の皆さんが自ら考え、実現する取り組みを行政がしっかりとサポートする仕組みを作り上げて参りました。また、最も存続が危ぶまれる上家地部落につきましては、地元と民間業者、行政が三位一体となって、養豚と野菜栽培を軸に集落の再生を図るプロジェクトが現在着実に進んでおります。

これから先も、住民の皆さんが生き生きと伸び伸びとまちづくりに参画していただき、森の国松野町の存続発展、次世代への継承に行政とともに取り組んでいただくことを期待しております。

そのほかにも、基幹産業である農林業の多様な担い手の確保、仕事と住宅と子育て支援を組み合わせた移住促進、松野モデルの推進、南海トラフ大地震を想定した防災減災対策の強化、医療、福祉、保健、介護の連携による地域共生社会の実現、地域経済を担う商工業者への支援、JR予土線の存続と観光まちづくりの推進、ふるさと納税の強化など、まだまだ取り組まなければならない行政課題は山積しております。しかし、松野町の持つ地域のきずなの強さと温かさ、そして町民の皆様のふるさとへの愛情、地域外からの応援があれば、必ず乗り

越えられると信じております。

19世紀に、イギリスで生まれたシビックプライドという言葉があります。都市に対する市民の誇りを表すものですが、これが最近、人口の減少や経済の低迷などの問題に直面する全国各地の自治体でまちづくりの手法の1つとして注目を集めるようになりました。その特徴として、住民が自分の住んでいる地域に対して、ただ単に誇りや愛着を持つのではなくて、自分自身が地域の構成員であることを自覚し、自分が責任を持って地域を良くしていくこと、そういう意思と行動を伴うことが重要であるとされております。その重要性を通じて、住民参加のまちづくりを推進していこうというものです。

先月末、開催いたしました職員対象の来年度の予算編成会議の中で、私はこれから町政のスローガンの1つとして、「まつのプライド宣言」というワードを取り上げました。このまつのプライド宣言は、今ほど御説明したシビックプライドの延長線上にあるもので、1人でも多くの方が、松野町のことが好きだ、ふるさとのために貢献しようと言言し、実際に行動を起こしていただくことを目指しております。これまでも私は、町民の皆さんが地域の活動に自主的に参画できる仕組みづくりに取り組んできたつもりですが、このまつのプライド宣言を、これからの町政推進の真ん中に掲げて、住民が主役、地域が舞台のまちづくりを更に前に進めていくつもりです。

松野町は桃源郷ともいえる素晴らしい町です。この場所で穏やかな暮らしがいつまでも続くように、役場職員の総力を結集して、スピード感を持って地域の課題に立ち向かっていく所存でありますので、どうぞ議員各位の温かい御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告2件、規約の変更や条例改正が7件、土地改良事業の施行について、そして一般会計補正予算、3件の特別会計及び事業会計補正予算であります。

議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げます

議	<p>が、何卒よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。議会招集の御挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、18件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、令和6年8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御確認をお願いします。</p>
議	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:39)</p>
議	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番山田寛二議員、5番安西博文議員を指名します。</p>
議	<p>日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番、山田寛二議員の一般質問を一問一答方式で行います。</p> <p>時間は、答弁を含め40分です。</p> <p>山田議員の質問を許します。</p>
<p>4 番 山 田</p>	<p>「議長4番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「山田議員」</p>
<p>4 番 山 田</p>	<p>議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。</p> <p>最初に私、喉風邪を引きまして、お聞き苦しい点、多々あると思いますが、御了承いただけたらと思います。</p> <p>それでは質問に入ります。</p> <p>空き家問題について、全国的にも空き家問題がクローズアップをされております。松野町の空き家関係実績数について、まず担当課からのデータをご覧ください。</p> <p>これは空き家関係実績表ですが、令和元年から令和5年度までの空き家バンク掲載件数と入居希望者からの問い合わせ件数と、賃貸成約件数となっております。色別に書いておりますので見ていただけたらと思います。次お願いします。</p> <p>これ先ほどの表をグラフ化したものなのですが、バンク登録数は、令和3年度の17件から令和4年度、令和5年度と減少しております。成約数も3件、2件、1件ということで、減少していることが分かります。</p> <p>次に、松野町全体の空き家件数について、これも各課からのデータを参照ください。お願いします。</p> <p>松野町全域の空き家件数は、昨年度のデータでは、印してますように245件、空き家率は5.3%となっております。次お願いします。</p> <p>これは部落ごとの内容となっております。空き家件数では、松丸、</p>

吉野、豊岡後、目黒が多いことが分かります。空き家率では、上家地、松丸、豊後、吉野が6%以上となっております。特に上家地については、約13%が空き家率となっていることが分かります。次お願いします。

これは老朽化危険空き家の除去事業の内容なんですけども、赤字で書いてますように、破損が著しく危険性が大きいもの、町職員が基準に従って判定する倒壊した際に道路をふさぎ、避難等に支障をきたす恐れがあるものというのが、条件となっております、それに合致した場合に、下にありますように補助限度額が最大で80万ということになっております。

以上の状況を踏まえて、空き家の有効活用と利用促進のための具体的な取り組みについて、回答をお願いしたいと思います。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。山田議員の御質問にお答えをいたします。

もう今ほど資料に基づきまして、議員のほうから詳細に現状につきましても、御説明をいただきましたので、私の方から重複はするんですけども、全体的な考えを述べさせていただきたいと思います。

令和5年度にですね、松野町空き家等実態調査っていうのを町のほうでやりまして、その時の数字がですね、先ほど言われたように町内には4662戸のうち、245戸が空き家となっているということで、空き家率が5.3%ということになります。これは全国の空き家率の平均値13.8%に対しましては、低い数字で抑えられているということもございますけれども、なかなか空き家の予備軍といえますか、これから先、空き家になってしまうという所もかなりあるようでもありますので、空き家対策につきましても、我々としても喫緊の課題だというふうに思っております。

また移住者を中心とします住宅の需要というのも確かにあります。そういった意味で大変これから対策は必要ですけれども、これを活用

<p>井上ふるさと創生課長</p> <p>議 長</p> <p>井上ふるさと創生課長</p>	<p>していくってということもしっかり考えていかなければならないと思っております。</p> <p>具体的な空き家利用促進の取り組みなんですけれども、先に答弁しましたように、空き家バンクの運営のほか、毎年4月にですね、固定資産税の通知を発送しているんですけれども、そこに空き家改修の補助制度などについての案内チラシを同封しております。そういうことで町内に土地や家を持っている所有者の皆様全員に対して、松野町がこういう空き家対策をしているんですよってということは、周知できているというふうに思っております。</p> <p>また移住者を中心とする住宅需要に応えるために、空き家の改修補助制度を作っております。これにつきましては担当課長のほうから具体的に御説明をさせていただきます。</p> <p>「議長」</p> <p>「井上課長」</p> <p>はい。それでは空き家利用促進への具体的な取り組みについて、数字を出しながら御説明申し上げます。</p> <p>空き家利用促進についての具体的な施策と実績ですが、移住促進、先ほど町長が申しあげました移住促進を含めて、そのところを整備する施策を打っております。</p> <p>まず、令和4年度からスタートさせた支援施策で、町内にある空き家の有効活用を図り、移住を促進するため、移住者または所有者が行う住宅の改修等に要する経費に対しまして、上限100万円の補助金を交付する移住促進空き家改修費補助金があります。令和4年度から現在までにおいて、3件の交付件数がありまして、299万3千円を支出しております。</p> <p>そのほかにも、空き家所有者向けの空き家活用移住者住宅整備事業や、愛媛県と町が連携して進めておる制度であります。松野町移住者住宅改修支援事業、この2つがございます。この2つの事業に関しましてはここ3年間での活用の実績はございません。また、空き家を</p>
--	--

	<p>未然に防ぐという意味でもあります住宅リフォーム補助金を御用意しております。令和4年度から現在までの3年間で32件、586万2千円の支援を執行しております。</p> <p>更には、移住促進という点で、町内在住者または移住者が住宅を新築する際に支援を対象としております定住住宅建築奨励金制度も設けておりまして、令和4年度から現在までの3年間で13件、1千300万円の支援をしているところです。</p> <p>以上、答弁を終わります。</p>
4 番 山 田	「議長」
議 長	「山田議員」
4 番 山 田	<p>今の回答で、空き家の有効利用についての回答をいただきました。</p> <p>大体内容的には私も少しは理解してるんですが、移住促進の時の補助の率というか金額は結構あるんですけども、町内の方が、町内の空き家を利用する時には、私もちょっと1件ちょっと立ち会ったというか確認したことがあるんですけど、その補助がリフォームする時の補助がかなり、10分の1やったかな、少なかった記憶があるんですけど、移住者にとってはもちろん手厚い補助で移住をしていただくのが大きな目的にはなってると思うんですが、町内の方が家建てるまでもなく、やっぱ空き家とか、そういったとこで住めるようにするには、やはりある程度のリフォームとか、そういったものも必要になってきますので、そちらの方の補助もちょっと考えていただければ助かるかなという点がありますんで、そちらの今後、そういう考えがあるのかどうかお聞きしたらと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。今、人口減少というのが大変な問題になっておりまして、それを緩和するためには、移住者を迎え入れなければならないという町の大きな方針がございます。そういったことで、現在のところでは、移住者向けの住宅改修というのに幅広く、手厚く補助をしている状況</p>

	<p>でございますけれども、議員御指摘のとおり、町内での移住といえますか、空き家を活用ということにつきましても、逆に町外へ流出するのを抑える抑止するという意味で非常に有効であると思っております。今住宅リフォーム補助金始め、ある程度は予定をしているんですけども、町内の方が町内の空き家を活用する、そういったことにつきましても、今後、移住者と肩を並べるような形で、これから検討して参りたいと思いますので、またいろいろ御意見をお伺いしたいと思います。</p>
4 番 山 田	「議長」
議 長	「山田議員」
4 番 山 田	<p>はい。町長から、今後検討するという事で、前向きな回答いただきましたので、またその点、また御検討していただけたらと思います。この件については質問を終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、ちょっと私、順番間違ごうてまして、今の表に出てるんですが、これをちょっとまた説明をさせていただいたらと思います。</p> <p>続きまして空き家解体について、先ほどちょっと説明したんですけども、空き家解体の条件として先ほど説明したとおりで、赤字で書いてあるとおりで、あと補助限度額が80万ということの説明したとおりなんですけど、次に、空き家解体の実績なんですけど、この表は、令和元年度から令和5年度までの空き家解体の実績表になります。5年間の実績平均では、下に書いてますように2.4件となっております。一応、建設課の方で、年間5件の受付け5件までということで受付けられて、金額の方も400万ですかね、80万の5件ですから、そういう予算を組んでいただいておりますが、実質的には今言ったように、2件ちょっとぐらいですかね平均で、ほんで金額の方も190万ということで、半分ぐらいとなっております。これはグラフに推移としてまとめているんですが、この4年間、令</p>

和元年度は4件ありましたが、令和2年度から5年度については、1件、2件、3件、2件ということで、平均すれば2件ぐらいいすかね、年間で、ほんで金額の方もそういうことで、最大でも160万ということで、実績件数と予算、事業予算としても40%ぐらいの活用というか、そういう実績になっております。次の表をお願いします。

これは空き家解体が必要と思われる件数ということで、それぞれ空き家の状態を調査して円グラフにまとめられておるんですが、詳細を私が説明するというでもあれなんで、一番最後のというか、危険老朽度と危険家屋の件数のところを赤で囲んでますが、その件数については、23件一応調査してもらった結果、あるということを知っております。全体のランク比率としては、約10%になっているんじゃないかと思えます。

この状況を見ていただいて、このままでは倒壊危険家屋が年々増えることが考えられます。景観的にも、安全面からも解体することが望まれると思います。しかし空き家解体には莫大な費用が発生します。中には300万から400万になる場合があると聞いております。実際に300ぐらいのやとを私聞いたことあるんですけど、条件を満たしていれば、最高80万の補助が受けられますが、それ以外の条件に合っていないところでの危険家屋ですよ、それについても解体したいけども、費用の問題等でなかなか取り組めてないんじゃないかなという推測をしておるんですが、それで次の質問をしたいと思えます。

解体費用の、先ほど言いましたように300万ぐらいかかる場所もありますので、80万も大変補助的にはいいとは思いますが、もうちょっとそこら辺が増やすか条件によるというか、この空き家やったらどれぐらいかかるんやということに対しては、もう少し上乘せなり、そういったことをできないかということで、ちょっと回答いただいたらと思えます。

坂本町長

「議長」

議 坂 本 町 長	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは空き家解体事業の拡充につきまして、私の考えを述べさせていただきます。</p> <p>山田議員の御質問のとおり、空き家除却に関する費用につきましては、近年の物価高騰の影響によりまして、300万円程度の費用がかかるものもあり、個人負担の増大から除去されずに放置されたままの状態になっている空き家も増えております。</p> <p>現在本町においては、先ほど言われましたとおり、家財道具や庭木等除く補助対象事業費の10分の8以内で、80万円を限度として補助金を交付しておりますが、これは県内ほかの市町とほぼ同額の補助額となっております。</p> <p>今後も人口減少や費用負担の増大から放置される空き家の増加が見込まれますが、本来空き家は個人の財産であることから、所有者に日常的に適切に維持管理をしていただけるよう、まず啓発することが必要だというふうに思っております。</p> <p>また、除却費用の増額に関しましては、生活環境の保全や防災対策の強化等の必要性も鑑みまして、財政状況が厳しい中ではありますけれども、引き続き近隣市町の状況を確認しながら、そこに遅れをとることのないように検討を続けて参りたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
4 番 山 田 議 長	<p>「議長」</p> <p>「山田議員」</p>
4 番 山 田	<p>確かに全国的にも80万というのが基準になっているのはよく承知してるんですけども、先ほど町長言われましたように、物価高でありまして、解体費用、どの業者に頼んでも、多分高騰をしてくるんじゃないかなと思いますし、個人の財産である以上は、個人が基本的には処分せないけんのは分かるんですけど、空き家を持っている人というか、空き家になっているとこの住民の方は多分、高齢、想像ですけ</p>

ど、高齢の方が多分たくさんおられるんじゃないかなと思ひまして、なかなかその金額を捻出するのが、厳しい状況じゃないかなというふうに想像してゐるんですが、その80万を100万になるか、それは別として、そういった、もうちょっと今後検討していただきたいのと、やっぱ先ほど私申しましたように、条件にみあってない空き家もまだまだたくさんありますので、そういった空き家についても、少しでも解体できるような条件というか、解体しやすいように、ちょっと後押しできるような、金額は何ぼとかいうことは言えませんが、少しでもそういう補助ができれば、また解体のための促すというか、後押しになるんじゃないかなと思ひますんで、そこら辺、ちょっと今後検討していただければというふうに思ひます。

もしこの点で回答がありましたらお願いします。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。今ほど申し上げましたように、今の80万円という限度額、すぐにここでじゃあ増額しますというお約束はできませんけれども、先ほど申し上げましたように、どうしてもその住宅が例えば倒壊してしまいますと、災害時の避難経路とかの確保に支障が出ますので、これはしっかりとそういったことがないように補助の内容を検討して参りたいと思ひます。

また、今ほど言いましたように、この補助を受けるためには条件がございまして、その地域の住環境を著しく阻害している場合とか、災害の時に道路に面していて避難の妨げとなる、そういった可能性のあるものは対象になりますが、それ以外の例えば、道路に面していないとか、集落から離れた一軒家というものは、補助の対象にはなりません。こういったものが、町内では35件程度あるというふうに把握はしておりますけれども、これにつきましてはですね、実は、除去に補助を出すと、全部一般財源になってしまうんですね。そういったことで、なかなかすぐにじゃあ対象にしますということは、松野町の財政的な

	<p>体力からとすると難しいという判断を今しております。</p> <p>ただ、これもですね、これから需要が高まってくると思いますので、近隣の市町、それから全国的な事例を参考にしながら、松野町が遅れをとるといようなことはないように配慮はしたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。</p>
4 番 山 田	「議長」
議 長	「山田議員」
4 番 山 田	<p>はい。また、是非とも前向きな検討をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは最後の質問になりますが、空き家解体業者認定条件を、条件があつて今現在、認定業者が13業者登録されていますけども、もう少し幅広く認定業者ができれば、気軽に相談とか空き家費用をちょっと押さえたりする方向にできる可能性もあるので、そういった点でちょっと、業者の認定について、今現在どうなつて、今はこういう条件しかできないので、ということがありましたら、またお聞かせいただいたらと思っております。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。空き家解体事業者の認定の緩和につきましては、この要件としまして、町内に本店、支店等の事業所を有し、建設業法の規定によりまして、土木工事業、建設工事業、もしくは解体工事業のいずれかに係る建設業の許可を受けたものであることを条件としております。</p> <p>これは、県内全ての市町において同等の条件であるということですが、現在のところ緩和等の検討は行っておりません。また町が発注する一般的な建設事業等におきましても、町内に本店支店の事業所を有する事業者を優先して、工事発注をしている状況でありまして、今後事業者の減少や担い手不足などによりまして、本事業の執行に支障を来たすような事案が生じる場合は、緩和策等についても関係機関との協議、調整に努めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>りますが、トイレ休憩できる場所がないので、ちょっと他町村から来られた方も困っておられる方も、私は存じておりますが、町として、どうかな、町としての考えをお聞かせ願ったらと思っております。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。それでは森岡議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>現在町内には活用を休止している公共施設が幾つかありまして、その活用または処分を今検討しているところでございます。その中で、目黒部落にあります目黒特産品販売所につきまして、地元である目黒部落に利用する意向があるかどうか、調査を依頼しておりました。</p> <p>これを受けて、令和6年の目黒部落総会において、区長さんより利活用の可能性について問いかけをしていただきましたが、その場では、住民の皆さんから直接の提案、申し出はなかったと聞いております。しかしながら、活用の意向確認は必要という意見があったため、10月中旬、目黒部落より利活用希望の有無と希望がない場合は解体の可能性のある旨を付した回覧が各組を通じてなされましたが、具体的な活用の申し出がなかったとの報告を区長さんから受けたところであります。</p> <p>なお今回のそのアンケートは、特産品販売所の活用についてのものでありまして、付帯するトイレについて個別に調査したものではありません。また、今回の結論をもって来年度にトイレを含めて、特産品販売場を解体することを計画しております。</p> <p>なお、他の遊休施設につきましても、監査委員さんからの指摘もあるため、老朽化の進行具合、設置目的の完了、地主からの申し出などの理由によりましては、地元の意向を確認しつつ順次撤去をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>一方で、今回の森岡議員さんの御質問は、道の駅から滑床溪谷までの間で、観光客を主な対象としたトイレ休憩ができる、そういった場所が必要ではないかという趣旨であると思っております。</p>
------------------------------	--

この観点から見ると、道の駅虹の森公園まつのから、国立公園滑床溪谷までの距離は約16キロ、車で20分程度の時間を要しますので、トイレの必要性はあると考えております。しかし、新たにトイレを整備する場合は、多額の設置費用、それから日常的なメンテナンスも必要となっておりますので、私の考えでは、目黒ふるさと館の長屋門にある既存の公衆トイレを活用したいと考えております。

ここでトイレ休憩してもらえれば、目黒ふるさと館に立ち寄っていただき、館内に展示しております国指定重要文化財である、目黒山形、そして関係資料、民具等の貴重な展示資料を閲覧していただく、そういった入館の機会が増えることが期待できます。

しかしながらこのトイレは、目黒ふるさと館の長屋門の内側にあることから、県道を通行する車からはトイレの存在が分かりづらくなっております。それをしっかりと表示をして、ここにトイレがありますよってという誘導をしていきたいというふうに思っております。また現在のところ水曜日は、ふるさと館の休館日で長屋門が閉まっておりますので、そういったことも含めて目黒ふるさと館の運営方法も含めて、お客さんの利便向上、トイレの利用、そういったことに仕組みを考えていきたいと考えております。

つきましては議員各位におかれましても、これまで同様に、御意見御提言を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

2 番 森 岡
議 長

「議長」

「森岡議員」

2 番 森 岡

はい。答弁ありがとうございます。

ある程度私の考えと町長の考え似たところがありますが、この目黒の農林観光のために作った物産店は、今はちょっと美観的に悪くなっていますんで、この件に関しては、解体は、やむを得ないんじゃないかなと思います。ただそのトイレについては、ひとつの考え方なんですけど、結構維持費、これかかるんですよ。便器数という算定数があるんで、それに係数が大きいんで、かなりの浄化槽設備がいつて維持費が

かなりかかってきますんで、その辺は私も分かってますんで、そうすると、どうやってその辺、今のあたりにするのか、ふるさと館をもつと、日曜日あたりは土日祭日あたりはお客さん多いと思います。目黒、滑床溪谷あたり、またハイキングから何から含めて、そういうことを考えると、急を要された方に対しての小さいトイレを置くのか、それは別で高速のインターのように、表示、ちゃんとした表示をつけて、ふるさと館の入口を使いやすくしてそこを利用するのか、その辺は今後、それを進めていかないと観光客に対しても、まずいんじゃないかなど。

つい先日もBS放送で山形模型が1時間番組で報道されました。そういう報道がされると、まだ、やはりその文化遺産を見に行きたいと言われる方も、やはり増えてくると思います。

その辺、また目黒ではビジターセンターの建築は今なされてますし、いろんな考えから見ると、どうしてもやはりその辺は目黒の中央、またこれ目黒の地域を活性化するためにも、少しでもそういう建物がなくなるっていうのは、何かいささか寂しい思いがしてくるんで、その辺もひとつ考えた施策を打っていただきたいと思いますが、ひとつ町長、最後にその辺だけお聞かせ願ったらと思います。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。まずトイレの件ですが、先ほどの回答の中にも申し上げましたが、私は今のふるさと館の長屋門を活用することが、財政的な負担もあまりかかりませんし、また議員おっしゃるとおり、目黒ふるさと館の貴重な展示物を皆さんに見ていただくということにもつながろうかと思いますので、この方向でトイレの方は確保して、今の特産品販売場、そして付属のトイレのほうは取り壊しをしたいというふうに考えております。

ただ、御指摘のとおり、今、長屋門の所にトイレがあるという表示が全然ありませんし、道を通る車、あるいはサイクリストからも分か

		<p>りませんので、その点はしっかりと表示をして、トイレここにありますよ、ここで休憩をしてくださいってということで、この問題対処をしたいと思っております。</p> <p>また一方で目黒部落で建物がどんどんなくなっていくということにつきましては、私も大変寂しい思いをしております。やはり松野町の観光の中心である滑床溪谷の玄関であります。ここで観光客の方と地元の方がいろいろ交流をしたりする、そういったものを考えていきたいと思いますが、基本的に新しい箱物を建てるということは考えておりません。今、あります南小学校の跡、これも十分まだまだ活用ができるポテンシャルを持っていると思いますので、こういった既存の施設を活用しながら、町の部落のにぎわいを消すことがないように努めて参りたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。</p>
2 番 森 岡	議 長	<p>「議長」</p> <p>「森岡議員」</p>
2 番 森 岡	議 長	<p>それでは町長、最後に目黒地域の活性化のために、目黒の方に区長さんはじめ協力していただいて、その維持管理も適切に努めていただけるような努力をしていただけたら、幸いかなと思っておりますので、ひとつどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>これで質問を終わります。</p> <p>以上で、森岡議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告3番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。</p> <p>時間は、答弁を含め40分です。</p> <p>山石議員の質問を許します。</p>
6 番 山 石	議 長	<p>「議長6番」</p> <p>「山石議員」</p>
6 番 山 石	議 長	<p>議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。</p> <p>第1番目、ハラスメントについてお伺ひいたします。</p> <p>ハラスメントには、パワハラ、セクハラなど、40種類以上のハラ</p>

	<p>メントがあるそうです。ハラスメントは言葉や行為により、他者に精神的、身体的な苦痛を与えたり、職場における労働関係を悪化させたりすることがあります。優越的な立場を利用したり、悪意による行為は当然ですが、意図的に他者を傷つけたりするつもりがなくても、相手の言動を不快に感じる事があれば、ハラスメント行為に当たる可能性があります。個人の尊厳を不当に傷つけ人権を侵害する、到底許せない行為であります。</p> <p>最近のハラスメント現状は、職場や政治の世界、家庭内や教育、スポーツ界と各方面において、種類、件数とも増加傾向にあります。最近、新聞紙上にもありました首長が職員に、議長が議員や職員に、期数の長い議員が経験年数の少ない議員に、職場の上司が部下に対してのハラスメントが発生しております。</p> <p>そこで第1問の質問ですが、役場の中において、ハラスメントの事例を把握しておりますか、お聞かせください。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>はい。御質問の役場での発生事例の把握につきましては、明確にハラスメントと認定した事例はありませんが、業務の中で、上司の指導方法に問題があったり、対人関係での摩擦や町民からのクレーム処理で、職員に過剰な負担がかかったりする場合は、総務課が中心になって、我々理事者も報告を受けながら対応をしたいと考えております。</p> <p>大勢の職員が勤務している職場でありますので、ハラスメント対策は、これからますます重要になって参ります。気をつけていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
6番山石	「議長」
議長	「山石議員」
6番山石	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今説明の中に明確にハラスメントと認定した事例はなかったとあ</p>

	りましたが、誰が判断されたのでしょうか。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。ハラスメント対策につきましては今ほど申し上げましたように総務課のほうで担当しております。職員につきましては、そういったハラスメント、窓口をどういうふうに相談しやすいようにするかということはあるんですけども、そういった事例が発生した場合は、総務課の方で確認をするということにしておりますけれども、現在のところそういった申し出といたしますか、事例はないというふうに確認をしております。
6番山石	「議長」
議長	「山石議員」
6番山石	それでは今のところないということですが、今後、相談があれば事実関係を迅速に、かつ正確に認識して、被害者に対する配慮の処置をお願いしたいと思います。
	続きますして2番目に移ります。
	職場の行為がハラスメントと認識されていないケースが多く、また、上司や同僚に相談しづらい職場環境があります。被害者が相談しやすい窓口を開設しておりますか、お聞きいたします。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。相談しやすい窓口の開設ということは、先ほど申し上げましたとおり、まずは役場の総務課の方で対象事例があれば本人からの相談もそうですし、疑わしきものがあれば、こちらから積極的に調査をするということもしていきたいと思えます。
	ただし松野町役場の少人数で人数も限られて閉鎖的な職場環境でありますので、更に相談内容はプライベートなところまで含まれると想定されることから、町の総務課だけではなくて、県の人事委員会の相談窓口の周知をしたり、そのほかいろいろな外部の相談窓口の活用

				もあわせて整備をしていきたいというふうに思っております。
6	番	山	石	「議長」
議			長	「山石議員」
6	番	山	石	はい。窓口は検討されているだけで作っていないのでしょうか。
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	はい。先ほど申しあげましたように、一応県の人事委員会等の窓口は、ありますよということは周知をしておりますけれども、実際にそこにどうやってつなぐかとか、具体的なことはまだまだ不足しておりますので、その辺の職員に対する配慮は続けていきたいと思えます。
6	番	山	石	はい。分かりました。
6	番	山	石	「議長」
議			長	「山石議員」
6	番	山	石	はい。できるだけ早く作ってほしいと思います。
				続きまして3つ目の質問に移らせていただきます。
				何か内容がほとんど重複しとるようで、よいよ悪いんですが、よろしくお願いいたします。
				ハラスメント被害者が相談できる窓口は、被害者救済や行為者処罰再発防止の観点から、被害者が安心して相談ができ、プライバシー保護や報復禁止処置を盛り込み設計をする必要があります。
				役場はプライバシーの保護や報復禁止措置をとっているのかお聞かせください。
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	本庁では松野町職員のハラスメント防止等に関する要綱というのを定めておりまして、その中で、相談者のプライバシーの保護や相談によりまして、不利益な取り扱いがされることを禁止すると、それを明文化しております。しかしながら実際、相談がなかなかちゅうちょ

	<p>されるという原因の1つに、やっぱり御指摘のとおり報復等を恐れているそういったことが考えられますので、今後は、ちゃんと要綱でプライバシーや不利益をちゃんと守りますよということを職員に十分に周知をして、相談できる環境づくりを整えていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石 議 長	<p>「議長」</p> <p>「山石議員」</p>
6 番 山 石	<p>はい。分かりました。</p> <p>そしたら役場内での判断には、先入観や情が入りがちなのではないかと思います。ハラスメントの判断や認定は第三者の目が必要だと考えます。是非早急な対応をお願いいたします。</p> <p>続きまして4つ目の質問に入らせていきます。</p> <p>全国的にハラスメント防止研修を行っているところは少ないそうです。特に、首長や議員は少ないそうですが、その中で、役場はハラスメント防止研修を行っておられますか、お聞きいたします。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>ハラスメント研修の実施ですが、昨年度課長級を対象に、映像を活用した研修を行っております。また令和3年度には、全職員を対象とした研修を実施しておりますが、今後も定期的に職員研修を実施して、職員全体、職場全体で正しく理解する機会を設けたいというふうに思っております。</p> <p>近年パワハラ以外にもいろんなハラスメントがあります。いずれも個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であることを自覚していく必要がありますので、そういった研修を通じて、職場全体が良好な環境になるように、そしてそれがハラスメント防止につながる、そういった職場に作っていききたいというふうに思っております。</p>
6 番 山 石	<p>「議長」</p>

議 6 番 山 石	長 「山石議員」 これからも研修を続けてもらいたいと思います。 研修はハラスメントをしないためと、これがハラスメントだと気づくためだと考えております。気づかなければ相談もできませんし、ハラスメントをした側もハラスメントの認識ができません。だから、研修がとても大事だと思いますので、よろしく願いいたします。
坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	5つ目、これちょっと最近問題になってちょっと入れさせてもらったんですが、本町役場でもあると思うのですが、現在全国的に行き過ぎたクレームがカスタマーハラスメントとなり、接客が難しくなっていると思うのですが、どのような指導をされておられますか、マニュアルはありますか、教えてください。 「議長」 「坂本町長」 はい。カスタマーハラスメント、最近非常に取り上げられております。全国的にですね、企業、それから我々のような公共機関も含めまして、非常に執拗な抗議、行き過ぎた抗議が見受けられます。そこから職員を守っていく対策も必要でありますので、現在、松野町不当要求行為等防止対策要綱、これを見直して、組織体制の強化対応にあたって、職員研修等も実施しながら、1人で職員が抱え込まないように、そういったカスタマーハラスメントにつきましては、組織全体で対応する、それは我々も含めてなんですけれども、そういった体制を強化していきたいというふうに思っております。
6 番 山 石 議 長	「議長」 「山石議員」
6 番 山 石	一応対応されておることなんです、接客には何がクレームかカスタマーハラスメントかの判断が難しいと思いますが、トラブルにならないよう、マニュアルに基づいて接客をしてもらいたいと思います。よろしく願いします。 ハラスメント防止研修を1度や2度したところで、行動を変えるこ

とは至難の業だそうです。定期的に自ら進んで受講することが重要です。

どうしてハラスメントがなくなるのか、昔は社会生活を送る上で、職場の同僚との衝突や上司からの叱責などは当然ありました。今は時代が変化し、業務の多様化によってストレスの増加、人間関係やコミュニケーション手段の変化等により、ハラスメントは増加しました。またハラスメントが広く認識されてきたことや、相談体制の整備による表面化も増加の一因になっております。

ハラスメントをなくすには、一人一人が、自分事として定義を肝に命じておくことだそうです。よろしくお願いいたします。

今後、役場でハラスメント防止研修をされる機会があれば、議会としても参加したいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に2番目の質問なんですが、シルバー人材センターの設立についてお伺いします。

現在県内でシルバー人材センターがないのは、松野町と上島町の2町だけです。

隣町の鬼北町のシルバー人材センターで稼働状況を聞いたところ、「最初は需要があるのかと心配していたが、予想に反して毎月依頼がいっぱいです。」ということでした。

特に多いのは、草刈が一番多いということでした。

松野町も高齢化が進んでおります。町内を歩いてみますと、「年をとって家の前のことができないので困っております。」「庭の草刈りや庭先の道路の草刈りが大変でした。」「今年は特に草の生えるのが異常でした。」「どこか草刈りをしてくれるところはないでしょうか。」と、困り果てた切実な声を多く耳にしました。また、「何で松野町には人材シルバーセンターがないの。」という声も聞きました。

以前、町長が松野町独自のシルバー人材センターを考えているという話を聞いたことがあります。

そこで、2問質問があるんですが、重複しておりますので1も2も

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>合わせてお伺いします。</p> <p>第1問、高齢化で家の前のことができず困っている人が大勢おられます。町として、人材シルバーセンターを設立する考えはありますか。</p> <p>2つ目、現在シルバー人材センターを必要としている人が大勢おられますが、町は把握しておられますか、今後どのような対応をされるお考えでしょうか、お聞きします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。このシルバー人材センターなんですけれども、以前より松野町で設立をしたいという動きがありましたが、その都度設立に至らなかった経緯がございます。その理由としては、松野ならではで、昔から無償で助け合いをするという精神があることや、あるいはその時に、運営主体、事務局となる組織の設立やそこに携わるスタッフの確保ができなかったこと、更には、今ほどお話がありましたが、需要と供給のバランスがとれるのか、そして運営経費をどういうふう捻出し、どこが負担するのか、そういった問題が解決できずに断念したと認識をしております。</p> <p>しかし、少子高齢化が加速する町内の状況を見ますと、今一度、取り組むべき課題の1つとして位置づけることが大事だというふうに思っております、令和6年度今年度の町政の基本方針と重点施策の中で、高齢者が生涯現役で生きがいを持って社会参画ができる仕組みづくり、この一環として、松野版シルバー人材センターの検討を掲げ、町民課、保健福祉課、社会福祉協議会により検討会を組織し、取り組んで参りました。</p> <p>若干、そこでの検討内容を申し上げますと、第1回検討会は、7月に開催し、これまでの経緯や今後の検討会の進め方について協議を行い、8月には、鬼北町のシルバー人材センターを訪れまして、具体的な事業内容に係る質疑意見交換を行いました。</p>
------------------------------	---

9月に第2回検討会として視察結果を求め、現状の課題問題点を洗い出し、先般10月には、私たち理事者も入りまして第3回検討会を開催し、現状の報告と方向性について協議を行っております。

大変、残念、申し訳ないんですけども、まだまだ現実に向けては、克服すべき課題がありまして、具体的にこうだという結論をお示しする状況ではありませんが、今後、調査研究を進めながら、よりよい方向性が見出せるように進めて参ります。

ただし、過疎化高齢化が進んでおりますので、あんまりこの検討に時間を要してはいけない、スピード感を持たなければならないというふうに思っています。

実際に今の御指摘のとおり草刈りや買い物などに苦慮されている家庭も少なくないと認識しております。その中で、検討会の中でもやっぱりそういった町民のニーズをですね、しっかり調査をするべきではないか、そしてそれがスタートした時に、どれぐらいの方が会員サービスの提供として、手を挙げていただくかということも調査をしなければならぬというふうに考えておりまして、今後検討を進めながら、そういった調査、把握を進めていきたいというふうに思っております。

また松野版といいますか、通常はこのシルバー人材センターよりも、私たちの町は小さい、顔がよく見えるので、更に有効な効率的な人材センターができるのではないかと前向きな判断もしておりますので、以上のようなことから、松野版シルバー人材センター、これをサービスを提供する側も受ける側も双方にメリットがあるような形で実現をしていきたいと思っておりますので、議員の皆様にもいろいろな御指導、御提言をいただいたらありがたいと思っております。

以上です。

6 番 山 石

「議長」

議

長

「山石議員」

6 番 山 石

今、お聞きしまして、前向きに検討されてることがよく分かりまし

<p>議 長</p>	<p>た。</p> <p>ただその中で、なかなか難しい問題もあるようなんですが、困っている人が大勢おられますので是非設立してもらいたいと思います。</p> <p>もしあれやったら、また何か問題が今後ありましたら、議会と一緒にまた相談してやることもあると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、私の質問は終了いたします。</p> <p>以上で、山石議員の質問を終わります。</p> <p>ここでしばらく休憩します。 (10:37)</p> <p>(休憩10:37～再開10:48)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:48)</p> <p>続いて、通告4番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行います。</p> <p>時間は、答弁を含め40分です。</p> <p>山崎議員の質問を許します。</p> <p>「議長3番」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎</p>	<p>ただいま、議長のお許しをいただきましたので通告書どおり質問をさせていただきます。</p> <p>まずはじめに、坂本町長3期目に向けてという議題で質問させていただきます。</p> <p>先月の町長選挙においては、無投票という形でありましたが、坂本町長、当選、誠におめでとうございます。今後の4年間を、町民みんなが坂本町長に託したという結果だろうと思っております。町民の1人として坂本町長が当選されたことを心強く感じております。まさに3期目ということで、総仕上げの4年間という位置付けではないのかなというふうに私は感じております。</p> <p>是非、4年間、町の舵取り役をしっかりとしていただき、松野町が発展できるように御尽力いただきますことをお願い申し上げます。</p>

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>それでは、質問の方に入りたいと思います。</p> <p>まず、これまでの8年間の町政を担ってこられました、その中で根幹にある理念、信念、どういう思いで町長をやってきたのか、そういうことをお聞きしたいのと、また8年前ですね、最初に町長選挙に挑戦した時、その時の初心の時の思いというもの、そして今3期目を迎えた時の気持ち、その違いというものについてもお聞きしたいと思います。</p> <p>答弁をよろしく願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。私が最初の選挙に出た時の一番の公約といいますか、標榜したのが、小さな町の大きな挑戦ということでございました。これは小さな町だからこそできる、小さな町でしかできないまちづくりが、きっとあるということ、そしてそれにこだわるのが、松野町を持続的に発展させるということにつながるんじゃないかなという理念を持って、最初立候補したわけでございます。</p> <p>その基本的な気持ちは全く変わっておりません。ただ、もう少し具体的に申し上げますと、50年後100年後もやっぱりこの、それぞれの集落、それぞれのコミュニティが残っていくこと、存続していくこと、これが1つ大きな目標です。そしてただ残るだけではなくて、そこの地域地域にある自然とか歴史とか文化とか生活が、次の世代に順々に伝わっていくこと傳承されること、そして3つ目が、じゃあ未来のことだけで、今の現在はどうでもいいのかということじゃなくて、現在の町民の方も、一人一人が幸せを実感していただくこと、この3つのことを私は具体的な指針として、今までやってきたつもりでございませう。</p> <p>一言で何かと言うと、やっぱり持続の可能性ということだと思ふんです。</p> <p>町政というのは、駅伝に例えられると思います。自分が受け持って</p>
------------------------------	---

る間だけ華々しいことをしたり、注目を集めたりということではないと思います。先人から受け継いだいろいろなものを更に良いところはブラッシュアップ磨きをかけて、足りないところはつけ足して、次の世代に少しでもいい形で伝えていく、これが私は行政のそして町長である者の、使命だというふうに思っております。

それともう1点ですね、私はずっと部落がまちづくりの基礎単位であるということを訴えてきたつもりでございます。冒頭の所信表明の中でも触れさせていただきましたが、3500人の町、確かに小さいんですけれども、それでもまちづくりというのはやっぱりお互いの顔が見えて、それぞれの構成員の方の考えが分かってということで、初めて有効的に機能すると思います。

日曜日の愛媛新聞にですね、藤目節夫さん、愛媛大学の名誉教授なんですが、平成の合併の時に、県の顧問というような立場で指導的な役割を果たされた方ですけれども、その方の新聞のインタビュー記事にですね、自治体内分権ということが出ておりました。要するに、合併した大きなところは、真ん中、中央だけが発達をして、周辺が置き去りにされているということに対して、もっともっとその周囲に、行政だけではなくて、それぞれのコミュニティの構成員に分権をしないということ、これを強くおっしゃっていました。

松野町は当然合併はしてないんですけれども、私が目指すところもそこなんです。行政内分権、全て役場のほうで企画して実行するというのではなくて、それぞれのコミュニティ、松野町の場合は、部落が主体性を持って、しっかりとまちづくりをしていく、地域おこしをしていく、それに対して私たち行政、議会もそうだと思いますけれども、しっかりと支援をしていく、そして一緒に汗をかいていく、そういったまちづくりを私はこれからも進めたいというふうに思っております。

8年前とどういふふうにご気持ちが変わったかということでございますけれども、残念ながら私は全く、当初の思いを持ち続けておりま

す。ただ、その責任はですね、やはり経験を重ねるごとに、一層、重くのしかかってきております。そのことを十分自覚しながら、一方でその経験をさせていただいたということで、何をすべきなのか、逆に何をしたらいけないのかということは、大分最初の1期目あるいは2期目よりか、分かってきたというふうに思っております。

その中で、一番はですね、今からどんどんどんどん社会は多様性の時代を迎えます。町民の皆さんもいろんな考えを持っていらっしゃいますし、ニーズをこうして欲しいというような要望も多種多様でございます。それをしっかりと行政が受けとめる寛容性、一言で言えば優しさなんですけれども、優しさと言ったら、何かおこがましい感じもしますけれども、全ての町民の皆さんの思いを一旦は受けとめる。決して、その頭から公平性が保てないとか、前例がないとかで、はねのけるようなことは、してはいけないということを今一番感じているところでございます。

今のこの2点につきましては、こういう回答で御容赦いただきたいと思えます。

3 番 山 崎

「議長」

議

長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。多分言われている思いというのは、もう最初就任した時から同じだろうというふうに私も思ってます。聞いている言葉も同じだなというふうに思ってるんで、そういう意味では強い信念を持たれてるのかなというふうに、また改めて感じたところでございます。

ただ当然ながら町政を行う上でいろんな困難、課題というのはもちろん大量にあるんだろうと思うんですけれども、当然町民の意見が2つに分かれている時だとか、この判断によって町の将来が大きく左右する、そういう場合も、当然ながら苦渋の決断をしなければいけないという時が、町長には間違いなくあると思ってます。そういう時に、町長自身はどういう価値観で物事を判断し、決断しているのか、そういうことをお聞きしたいと思えます。

坂本町長 議 長	「議長」 「坂本町長」
坂本町長	<p>はい。私、平成元年に役場に入庁しましてから36年間、行政に携わらせていただいておりますが、その間5人の町長さんにお仕えをいたしました。それぞれ尊敬すべきこと、それから見習うべきことがあると思いますし、時代の変化もありますので、それをそのままお手本にすることということも難しいかと思えます。そういった中で、やっぱり町長さん、時代によっては、町が二分される対立されるっていうような経験をされた町長さんもいらっしゃると思います。私はその判断の基準としますのは、将来の自分がその時の判断に間違えてなかったっていうふうに思ってもらえるように、それを考えております。ということは結局、自分の価値観でありますとか、判断基準を信じるしかないわけでございますけれども、将来の自分に恥じることがないような判断をしたいというのが一番でございます。</p> <p>幸い首長は孤独だっということを盛んに言われますけれども、私は副町長、教育長をはじめ、今出席をしております課長、幹部職員、本当に信頼をしておりますし、アドバイスももらっております。そういったことからですね、1つは自分を信じるということ、そしてもう1つは周りにいるスタッフを信じるということ、そのことで間違いのない判断をしていきたいというふうに思っております。</p>
3 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
3 番 山 崎	<p>はい。答弁ありがとうございます。</p> <p>先ほど副町長とか課長とかその中に議員がなかったのがちょっとすごく寂しく思いました。</p>
坂本町長	議員も当然入っております。
3 番 山 崎	当然ながら政策決定の中で、私たちも一生懸命一緒になって町政に邁進していきたいと思っておりますので、是非その辺も考えていただいたらと思います。

時間もありませんでちょっと飛ばすところもあるんですけども、先ほど、当初のところ、所信表明的な内容をお聞きしたんですけど、その中で、シビックプライドというお言葉が出てきたんですけど、町長からの考えというのは、十分分かったんですけども、地元を愛する、地元を誇りを持つという意味だろうというふうに私は思っているんですけど、地元を誇りを持つということに対しては、すごく私は教育というものがすごく重要ではないかなというふうに考えております。町長の意見は先ほどある程度お聞きしたんで、是非、教育長にそのそういうシビックプライドという、その地元を誇りに思う気持ちを育てる教育というものについて考えをお聞きしたいと思います。

三好教育長
議 長
三好教育長

「議長」

「三好教育長」

いつ来るか分からないという緊張感は何とも言えない。ありがとうございます。

シビックプライド、今町内の3校の全ての学年で子どもたちは、地域の人、自然あるいは文化、文化財そして産業、そういったものを学習をしています。目的は、とにかく自分たちが生まれ育つ松野のよさを理解をし、好きになって欲しいというのが第1の目的です。で、発段階に応じて、課題についても学習して欲しいと思っています。

良いところたくさんある松野は素晴らしいんですけども、課題もある。そういったもの全部ひっくるめて、やっぱり松野が好きだという子どもを育てて欲しいと先生方にはお願いをしています。でも、それだけでは、シビックプライドにはつながらないと考えています。松野の良さとか、課題を学習をしたと、じゃあ自分はそれを学習して、これから何をするのか、何ができるのか、もうちょっと大ざっぱに言うと、自分がこれからどう生きていくのかっていうところまで学習を深めないと、なかなかシビックプライドにはならないんだろうなと考えてます。そういった面を、町内の先生方にお願いをしています。

以上です。

<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長」 「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>やはり教育の重要性というものが、やはりあるんだろうと思うんで、是非その辺、しっかりとした地元を愛する気持ちを育むような教育というものを続けていって欲しいなというふうに思っております。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは次の質問に移りたいと思います。</p> <p>時間もありますんで政策の部分なんですけれども、冒頭でもおっしゃられたように、基幹産業といわれている農林業の政策、昨日の報道でゆず部会、J Aゆず部会が日本農業賞の県代表に選ばれたという嬉しい情報も入ってきております。まさに今までやってきたことが、積み重ねが評価されている、そういうことだろうと思いますし、ゆずの農家さんも610何件ですかね、かなり多くなっております。そういうことを踏まえて、ここからちょっと大きな話題に話題というか議題になるんですけど、農林業政策というものを、大枠総論ですね、各論ではなく、どういうふうに大きく捉えて、今から町政運営していこうとされているのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>農林業、農林業に限ったことではないんですが、産業全般において一番は担い手不足の解消だというふうに思っています。特に農業の場合は、なかなか担い手となっていただく方が本当は町内のね、農家の息子さん娘さんたちが継いでくれるのが一番いいんですけれども、今の社会情勢等を見極めますと、そこで、それだけに頼ることはできないという判断です。ですから、まずはいろんな担い手を探すこと、それは移住者も当然ですけれども、それにこだわらずに、例えば企業であつたり、農福連携であつたり、そういったところで、農業そのもの</p>

を守っていかなければならないと思っております。

一方で、農地の方も今荒れております。これをですね、今、農林公社がアグリレスキューで一生懸命補填をしているわけですが、けれども、農林公社もわずか数名のアグリレスキュー隊で、松野町の農地全部を守ることはこれは不可能です。何が言いたいかといいますと、私は今まで先人が残してくれた立派な田んぼや畑ですね、これを本当に守らなきゃいけないのはどの範囲なのか、そこは絶対守っていくということを明確にして、そこに誰がそこを耕作するのかっていうところを貼り付けるところまでやって、逆に一方ではやはりもう、この不利な農地は諦めなければならないという所がありましたら、あそこは山に返すとか、そういったところも必要ではないかなというふうに思っております。

どうしてもその国の農政の基本全体が、大規模農家優遇ということで、そういった視点で考えると、我々のような中山間農地は切り捨てになってしまいます。そうならないために今の直接払い制度とかそういったものを活用しながら、守るべき農地はしっかり守っていくということだと思います。またほかにもですね、実際儲かる農業というのが一番でございます。

やっぱり、町内の本当に頑張っていらっしゃる農家の方の話を聞くと、いやいや十分農家でもやっていけるよ、子育てもできるし、ということも言われるんですけども、そういった成功事例をですね、もっともっと、みんなに知っていただく、そしてそれを担い手につなげるということ、そのためにはやっぱり行政、それから農協、県の指導機関、そういったものも含めて、地域の農業を守っていく連携と申しますか、そういったものも必要じゃないかなというふうに思っております。米、それから松野町には果樹農業、桃、梅、ユズそのほかいろいろございます。そういったものをしっかりと守っていけるように、特にもう、山崎議員さん、農業分野に詳しいので、いろいろな御指導をいただきながら、この基幹産業を守っていきたいというふうに思っ

<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>ております。 以上です。 「議長」 「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。農業の分野については分かったんですけども、40の約束という町長が町長選に臨む時に出されとったものなんですけど、その中で木質バイオマスの利用とか、林業分野のことについても触れられておりました。松野町はご存じのとおり森の国松野町ということをやッチフレーズにしております。私が思うのはやっぱり木質バイオマスを利用した、森の国松野といえるような政策が僕は薄いんじゃないかなというふうに、どうしても思っちゃうんですね、林の部分なんですけど、その辺を是非、今度の4年間というところでもう少しテコ入れをしていただいて、木質バイオマスの普及することですとか、その利用とか、そういうものに是非、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。</p> <p>ここはお願いなので答弁はおりません。</p> <p>それと次の質問に移ります。</p> <p>先般、水曜日なんですけど、私の所属する団体で、町長の講話というのをお聞きしました。これは世界的な人口減に対する、どういうふうにじゃあ自治体の長として取り組んでいくのか、どういう考えで政策を持っていくのかということです。私、議員になって2年なんですけど、町長の人口減に対する考え方、本当にその時の講話、松野町で僕しか聞いてないと思うんですけど、本当に腑に落ちました。なるほど、坂本町長はこういう考え方でそういうことをとらえて政策をするのかというふうに本当に私は、感心をしたところであります。是非、ここでもちょっとお聞きをしたいと思えます。</p> <p>当然ながら、過疎化、高齢化が進んでいる我が町において人口減というものは、打ち出の小づちもなければ、森岡議員が議会だよりでも書いていたように、本当に何とかして欲しい。それは皆さん、現実だ</p>

ろうと思います。しかしどうにもならない事実はございます。その中でどういうふうに町長は、その人口減に立ち向かっていくのか、また受け入れるのか、僕は前聞いてるんで大体分かっているんですけど、是非、その辺のところもう1回お聞きしたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議

長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。今ほど御紹介ありましたとおり、今週の水曜日にですね、ちょっと宇和島の方で講演をする機会がありまして、私が思う人口減少対策というのを、30分ぐらいお話をさせていただいて、たまたまそこに山崎議員もいらっしゃいましたんで、お話を聞いていただいたんですが、人口減少問題というものは、簡単に言いますけれども、これ世界的な潮流、しかも歴史の流れに沿って起こっているものなので、これを完全に止めるということはできないと思います。いわば人類の種としての運命といいますか、人口減少というのはそういった大きな流れであると思いますので、じゃあその中で、小さな松野町がどういう対策を打っていくのかということなんですけれども、私は松野町の対策は、緩和策と適応策、この2つを挙げております。

緩和策というのはですね、人口減少のスピードに歯止めをかけるということなんですけれども、今、合計特殊出生率が全国で1.5を下回るような間において、自然増、出産によって、人口を増やすということはなかなか難しい。それでは、どうすればいいかというと、都会からの移住者をどんどん受け入れて、その減少のスピードに歯止めをかけるということで、松野町の場合は、働く場所と住む所と子育て支援、これを3つにした移住促進松野モデルというのを立ち上げております。その中心となりますのが、事業協同組合を作って、そこで人を雇って町内の企業に派遣をするというやり方、皆さん御承知だと思いますけれども、それを中心に移住対策、移住推進をやっておるところでございます。

これはですね、全国の自治体がやってることなんで、松野町だけ、

降りるわけにはいきません。正直に言いますと、はっきり言ってこれはパイのぶん取り合いです。全体の人口が減っていく中で、じゃあなるべく他所から取っていこうよというパイのぶん取りで、決して私はベストの解決方法ではないと思ってますけれども、一方で、町長として責任ある立場として、それは絶対降りることができないほかのところに負けることができないことだというふうに思っております。

そういった意味からも40の公約の中で、松野町の社会増減はプラスにするということを、町民の皆さんとお約束をしているところでございます。

ただ一方で、なるべく緩和しよう人口減少を緩和しようという中で、それでも人口が減っていくということは、これはもう避けられないと思ってます。今の3500人が2000人になった時に、どうしたら地域を維持できるのかということなんですけれども、これはですね、我々一人一人、町民の皆さん一人一人が、例えば今までやってきたことを一人役の仕事を、二人役、実際の労働時間とかじゃないですよ、地域に果たす役割を果たしていけば、私は十分に、地域を維持できるというふうに思っております。それだけの松野町にはポテンシャルがあると思います。それは、地域のつながりでありますし、お互いのことを知っている、そして温かな町民性もあります。そういったところを十分に活用すれば、先ほどのシルバー人材センターもそうなんですけれども、地域の皆さんをしっかりと支えていくことができるんじゃないか。

もう1つは、自分たちだけで解決するという考えは、止めたほうがいいと思います。やっぱりよそからどれだけ助けてくれるかということもこれからの大きな課題、これはふるさと納税もそうですし、森の国まつの応援団もそうなんですけれども、また若い人を対象にした、今、ファボタウンというような、DXを使った、そういった取り組みを進めておりますが、その関係人口といわれる人たちをどれだけ多く確保してつながりを強めて、よそからの手助けを進めていくのかこれ

も大きなことだと思えます。

私は、人口減少は対策はしなければならぬけれども、恐れることではないと今でも思っています。今、マスコミとか東京の学者さん方が、あたかも地域が消滅する自治体が消滅するようなことを言われてますけれども、私はそんなことはならないし、絶対松野町はそういう事態にはならないというふうに確信をしておりますので、また議員の皆様にも、御指導、御協力お願い申し上げまして答弁いたします。

3 番 山 崎
議 長

「議長」

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。是非、松野モデルという、松野独自のやり方というのをやはりしっかり考えていただきたいというふうに思います。

なかなか時間が迫っておりますので、次の質問に移りたいと思います。

続いて、アウトドアセンター万年荘についてというところに移りたいと思います。

万年荘建て替え、今してる最中でございます。今までの万年荘と新しく建て替わる万年荘、運営方針とか体制というのは、どういうふうにお考えになってるのか、簡単に説明をしていただけたらと思います。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。それでは滑床アウトドアセンター万年荘なんですけれども、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

来年の3月末に竣工予定の滑床アウトドアセンター万年荘なんですけど、今、NPO法人森の国ネットが指定管理者となっております、指定管理期間は令和6年4月から令和9年3月末までの3年間あります。現在の運営体制は、森の国ネットの社員1名と、パート社員1名で、万年荘建物本体、それから溪谷内のトイレやキャンプ場、遊歩道、水道などの施設を管理をしております。

<p>3 番 山 崎 議 長</p> <p>3 番 山 崎</p>	<p>なお、ちょっと話ずれるんですが、町では森の国ネットをはじめ観光関係者や関係団体、そういった利害関係者とともに、観光まちづくり方針であるDMO、これの設立に取り組んでいるところであります。その森の国ネットをDMOに発展をさせる、そして指定管理業務を引き継いでもらうということを今検討しているところでございます。</p>
	<p>施設が万年荘がオープンしますと、たくさんの人に来ていただくということを見越しておりまして、臨時のスタッフを増員して対応しながら、平常時は2名で、紅葉時期などの繁忙期は3名のスタッフで管理運営をしていくことにしております。</p>
	<p>いろいろ課題があるわけですし、まず1つは、スタッフが確保できるかということなんですが、これにつきましては今のスタッフの雇用を継続していただくことを見込んでおるわけでございます。</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>「議長」 「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ちょっと時間の都合もあるんで大分割愛させていただきたいと思うんですが、万年荘を壊す時にやはり私自身がちょっと思っていることがあります。滑床観光開発の原点でシンボリックな建物だったというふうに、万年荘は思っております。で、地元住民も多く思い入れがあった方が多かつたのではないかなというふうに思っております。万年荘の最後を、やはり地元の住民の人と見ることができなかつた。思い出話に花を咲かせることができなかつたということ、何でそういうセレモニー的なものを議員として提案できなかつたんだろうというふうに本当に私自身が後悔をしております。</p> <p>過去のこととはもうとやかく言ってもしょうがありませんので、是非、新しい万年荘がオープンする時には、もう本当に地元の方の住民の方にいち早く、やはり情報等中を見ていただいて、地元住民との関係性をしっかり作って欲しいなというふうに思っております。</p>

	<p>そのことについて、何かお考えがあるのでしたらお聞きしたいと思います。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。私も議員からそういった御指摘を前もっていただきまして、全く同感であり、配慮が足りなかったというふうに反省をしております。</p>
	<p>旧万年荘、本当に長い歴史を持っておりますし、滑床のシンボルとして、本当にみんなに愛された施設でございます。それを取り壊す時にですね、本来であれば、目黒部落の皆様にお声掛けをしまして、お別れの会をするべきだったというふうに反省をしておりますし、その機会を、私の配慮不足で設けることができなかつたことは、大変残念だというふうに思っております。ただ、新しい施設が、この3月に完成をいたします。その際にはですね、目黒地区の住民の皆さんはじめ、滑床に関連のある方、万年荘に思い出のある方含めて、多くの人々に来ていただいて、内覧会という形でいろいろなお話をし、そして、その建物のことだけではなくて、これまでの滑床開発の長い歴史の思い出とか、そういったことを語り合えるような席も作っていきたいと思います。</p>
	<p>私事になりますけれども、今、旧の万年荘はですね、私の父親が、まだ本当に若い役場職員の時に担当させていただいた施設でございまして、私も観光畑が長いもので、万年荘には本当に何度も出入りをさせていただきました。本当にそういう、私だけじゃなくてみんなが思い出のある施設ということが、道路がちょっと通行止めの時期でありましたんで、そういったこともありまして、知らん間になくなってしまったという思いを持たれている方もあろうと思いますので、その方に対する、是非、機会を設けまして、新しい施設も今までの万年荘と同じようにみんなに愛される、みんなが気軽に来ていただける、そして歴史とその、といいますか、伝統を受け継ぐような施設にして</p>

すけども、その中で私が思うのは、町民の方、いろんな地区の人がちゃんと使えるような施設になるのかどうかというのをちょっと不安に思っております。その部分をしっかり、不安を解消するような働きをしていただきたいというのがまず一番なんですけど、そこ当然ながら建物があるわけで、銀行としての建物なわけで、そこをやはり住民の拠点施設を使う時に、当然、改築とかいろんなものが必要になるだろうと思います。一時期いわれてた金額とかいうのもマスコミで出たりはしてたんですけども、経費対効果という部分においてどういうふうにそれを考えられているのか、予算的な部分も含めて、そしてもう1つは、持続可能な拠点となるのかどうか、10年後20年後箱物というのはやはり怖いものだなというふうに私は、議員としても思ってますし、当然維持経費がかかります。管理者とかいろんな部分で負担も大きくなるんじゃないかというふうに思ってるんですけど、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

議

長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。今回のまちなか交流拠点の整備につきましては、今ほどありましたように、ワークショップという形でやらせていただいております。そのワークショップなんですけれども、松丸部落の中にあるということで、松丸の人たち、特に子育て世代でありますとか、また高齢者、それから子どもたちにも参画をいただいて今までで、2年間で45回開催しているわけでございます。

そういったところで案をまとめているわけでございますけれども、そこでの議論されている内容は、例えば松丸部落とか子育て世代とか、利用者を特定するものではなくて、老若男女、あらゆる世代の方々が交流をして、そこで憩いの場を持ってもらうという施設でありまして、松丸地区だけではなく、町内外の多くの方々に御利用いただく施設として考えているところでございます。

これはですね、私が以前にもお伝えしたことがあると思うんですけど

<p>3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎</p>	<p>れども、いわゆる東小、西小、南小校区に1つずつ、地域の交流の拠点となるものを作りたいということを申し上げておりました。東小校区につきましては、昨年、公民館ができました。南小につきましては、まだまだこれ進んでないところもあるんですが、南小、旧南小を中心に、そこで交流の拠点としたい。そして、松丸地区につきましては、今の伊予銀行の松丸支店の跡を、その位置付けにしたいというふうに思っております、ここがやっぱりそれぞれのコミュニティの中心として存続させていくということは、もう当然大事なことだと思います。</p> <p>そのために、じゃあどうすれば、行政のいわゆる義務的経費を排除をして、住民の皆さんが参画をしながら、安いコストで効果的に運営をしていくという体制ができないのか、今ワークショップの討論はそこに移っております。</p> <p>そういったワークショップの皆さんの考えも含めながら、持続可能な施設にしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」 「山崎議員」</p> <p>はい。住民の方の意見を聞くワークショップで使い方を決める。</p> <p>当然ながら議会は、そういう最終的な決定機関でございます。住民の方も真剣に当然考えられてると思います。しかしながら経費とかそういう部分については、なかなか何て言うんですかね、そこまで考えられてない場合もあるとは思うんですけれども、何か、住民を巻き込むことはすごく大事だろうと思います。もちろん住民の方が中心ですから。ただ住民の方がそこで物事が動きが変わった時に、ワークショップに参加してくれた住民の方が悪者になるようなことになったら絶対駄目だと思うんです。そこら辺はやっぱり悪者になるのは議会であり、町長であり、ていう、私たちの責任だろうと思うんです。ということはやっぱりしっかりした良いものを作って、それが住民の方に愛</p>
------------------------------------	--

		<p>されて、末永く活用するっていう、今言った絵に書いた餅みたいなものなんかもしれんですけど、やっぱり理想は理想でずっと追い続けないとやっぱり駄目だろうと思います。是非、その点のことをしっかり考えていただいて、みんなが使いやすい、そして継続可能な施設にしてもらう、経費もできるだけ考えてもらう、もうその3点を是非お願いしたいと思います。</p> <p>もう時間もないので、そのことについてもし考えがあるなら、その答弁で終わりたいと思います。</p>
坂本町長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町長		はい。
		<p>この件につきましては、御指摘のことも十分把握をしております。これにつきまして、パッと何か当初予算の方に出したりするんじゃないくて、事前に議会の皆様とも十分にお話をしながら、ワークショップに参加していただいた方の意思といいますか、その貴重な御意見も最大限優先をしながら、私も議会の皆様と真剣に討論をさせていただくことをお約束をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
3番山崎		「議長」
議	長	「山崎議員」
3番山崎		<p>その辺しっかり、先ほど言っていた内容をしっかり考えていただいて、施設を作っていただいたらというふうに思います。</p> <p>最後の質問については、すいません、時間がありませんので3月議会のほうでまた日を改めさせてもらいまして、しっかり質問させていただきたいと思っております。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>
議	長	以上で、山崎議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議	長	<p>日程第4 報告第8号「松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について」を議題とします。</p>

三好教育長
議長
三好教育長

教育長に報告を求めます。

「議長」

「三好教育長」

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について説明をいたします。

報告書の1ページをご覧ください。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施をするものです。まず、教育委員会事務局が、事務の管理及び執行の状況について、自己評価を実施し、その結果について、外部の評価委員会が点検評価を行い、報告書としてまとめていただきました。

評価委員には、長谷信昭氏、山口真理子氏、小野榮子氏、池本綾氏の4名にあたっていただき、本年8月7日を皮切りに、計3回の委員会を開催いたしました。

2ページをご覧ください。

左端に業務名として、評価対象の事務を7つに分けて記載をしております。それぞれについて、教育委員会事務局が自己評価をした結果を中央に文章で表記をしています。

右端が、第3者である評価委員会が点検評価をした結果であります。評価基準は、1ページの2に示しております。4段階としました。御意見をいただいた内容については、文章で表記をしております。

詳細については後ほどお目通し願います。

再度1ページをご覧ください。

最下段に評価の総括をしていただきました。

3行目から読み上げます。

「教育環境が多様化する中で、ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育むという基本理念に基づいた新たな活動の創出が随所に認められます。今後も継続的に地域との連携を深め、人権尊重の心を育みながら主体的な知力・体力の向上や郷土愛の醸成、広報活動

		<p>の更なる充実を望みます。」</p> <p>以上でございます。</p> <p>最後に、御協力をいただきました4名の評価委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、御指摘をいただいた貴重な御提言等を、今後の教育行政に積極的に反映させることをお誓い申し上げ、報告といたします。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第8号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第5 承認第11号「専決処分の承認について令和6年度松野町一般会計補正予算第3号」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは承認第11号「令和6年度松野町一般会計補正予算(第3号)」につきまして、御報告を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月7日付で専決処分をした補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。</p> <p>今回の補正予算は、衆議院の解散に伴いまして、第50回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が、10月27日投開票の日程で執行となり、急な予算措置が必要となったことから、歳出2款総務費の衆議院議員選挙費に必要経費843万6千円を計上し、その財源として14款県支出金841万5千円と、18款、財政調整基金繰入金2万1千円を充当したものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
7番	赤松	「議長7番」

<p>議 長 7 番 赤 松</p>	<p>「赤松議員」</p> <p>今ほど説明がありましたが、衆議院の議員選挙にかかるということで県から委託金を841万5千円を受け、選挙執行事務を計上されておりますが、その歳出予算の32%にあたる269万5千円が、投票用紙読み取り分類機購入費でございますが、この機器は、我々町民にとってあまり触れることのない特殊なものでございますので、その内容がどういうものなのか、御説明をいただいたらと思います。</p> <p>また5年度決算書の財源調整を見てみますと、投票用紙読み取り分類機の判定ユニットが、平成26年度に2台購入されておりますが、今回の購入との関係性、関連性をお伺いしたいと思います。</p> <p>またあわせまして、分類機購入導入による開票作業の変化成果等についてお伺いをいたします。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
<p>友岡総務課長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「友岡総務課長」</p>
<p>友岡総務課長</p>	<p>それでは、選挙関係費用について投票用紙読み取り分類機のことについて御回答申し上げます。</p> <p>この分類につきましては、衆院選の際に同時に行われます最高裁判所国民審査の読み取り機のものでございます。</p> <p>開票事務の効率化と正確性の確保を目的に導入したものでありまして、先ほど赤松議員さん言われましたとおり国の選挙委託金の財源により、整備をさしていただいたものでございます。これまで一般の投票用紙、候補者名ですとか、政党名についての読取分類機については既に整備済みでございますが、今回、国民審査分を導入したという経費でございます。</p> <p>国民審査の投票用紙は、御承知のとおり、規格が別となっております。裁判官の氏名が書いてあってバツをつけるという、独特の様式、そして大きさも異なりますことから、これまで手作業で分類を行ってございましたが、今回、この分類機の導入により効率化を図ろうとした</p>

		<p>ものがございます。</p> <p>今回、専用の集計機を導入したことによって、開票事務の短縮化、人員の削減にも効果を上げているところでありまして、単純比較は難しいところはございますが、前回令和2年の衆議院総選挙と比較しますと、開票の終了時間が20分から30分短縮されたということがございます。</p> <p>なお、あわせて、平成26年の購入分ですとか、これまでの経費につきましては、前段で申し上げました、他の候補者や政党名の対象にした分類機の方の、別の、先んじて導入した機械分の費用、経費と考えていただけたらと思います。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
7 番 赤 松	議 長	<p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p>
7 番 赤 松	議 長	<p>はい。ただいまの説明を受けますと、以前は手作業で分類をしていたわけでございますが、その機械の導入ということで、ものすごく開票時間が短縮できたというようなことでございます。</p> <p>今後とも、是非、新しい機械を導入して選挙事務が効率的になされますようお願いして質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第11号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第11号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>
議 長		

議 長	<p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第11号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第11号「専決処分の承認について令和6年度松野町一般会計補正予算第3号」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第52号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは議案第52号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、水道水質の安全確保を図るため、水道法に定める水質検査のほか、減水及び浄水工程の水質試験並びに水道水質に係る調査研究に関する事務の共同管理、執行を目的に設立をしております南予地方水道水質検査協議会の関係団体である津島水道事業団の水道用水供給事業と宇和島市の水道事業が、令和7年4月1日に事業統合することから、令和7年3月31日をもって津島水道企業団を解散し、協議会を脱退することに伴い、南予地方水道水質検査協議会規約第3条中の津島水道企業団の標記を削除するとともに、関連する条文の調整を行うもので、地方自治法第252条の6の規定により、同法252条の2の2第3項の例により議会の議決を求めるものでございます。</p>

	<p>よろしく御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。 す。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第52号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第52号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第52号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。 したがって、議案第52号「南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第53号「愛媛県市町総合事務組合格約の変更について」及び日程第8 議案第54号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」を一括議題とします。</p>

<p>坂本町長</p>	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>「議長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>議案第53号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」と、議案第54号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」この2議案は関係がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、先ほども申し上げましたが、津島水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合から脱退させるため、組合規約を変更するとともに、脱退に伴う財産の処分について、津島水道企業団が既に納付した退職手当負担金を除く一切の財産を愛媛県市町総合事務組合に帰属させることとするものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第53号及び議案第54号に対して、一括して質疑を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま議題となっております議案第53号及び議案第54号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第53号及び議案第54号は即決することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、討論、採決を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>この討論、採決は、議案ごとに行います。</p>
<p>議長</p>	<p>最初に、議案第53号の討論を行います。</p>

議	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第53号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第53号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第54号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第54号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第54号「愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第9 議案第55号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」から、日程第12 議案第58号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」までの4議案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは、議案第55号から第58号につきましては、令和6年度人事院勧告に伴う改正内容でありますので、一括して提案理由を説明させていただきます。</p> <p>議案第55号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び議案第56号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について」は、特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、年3.45月分とする改正を行うものであります。</p> <p>議案第57号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第58号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、それぞれ期末手当及び勤勉手当の割合を0.05月分引き上げ、期末手当を年2.5月、勤勉手当を年2.1月分とし、あわせて給料表について公民格差の解消として平均改定率2.93%を引き上げるものであり、いずれも令和6年4月1日を適用日とするものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>これから、議案第55号から議案第58号までの4議案に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第55号から議案第58号までの4議案は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>

議 議	<p>したがって、議案第55号から議案第58号までの4議案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第55号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第55号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第55号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第56号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第56号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第56号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しま</p>

		した。
		続いて、議案第57号に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第57号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第57号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
		続いて、議案第58号に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第58号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第58号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	ここでしばらく休憩します。 (11:55)
		(休憩11:55 ～ 再開13:27)

議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(13:27)
議	長	日程第13 議案第59号「松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。	
		町長に提案理由の説明を求めます。	
坂本町	長	「議長」	
議	長	「坂本町長」	
坂本町	長	それでは、議案第59号「松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。	
		本案は、令和7年1月20日より、マイナンバーカード等を利用して、住民票及び印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストア等の多機能端末から取得できる、いわゆるコンビニ交付を開始するために必要な関係条例の一部を改正するものであります。	
		改正の要旨は、印鑑登録証明書の交付申請時にマイナンバーカードを添え関係する暗証番号を入力することで、印鑑登録証の添付を省略できること、多機能端末による申請交付を可能とする内容を追加するものです。	
		コンビニ交付を開始することで、利便性の向上と町民サービスの充実を図って参りたいと考えております。	
		以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。	
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。	
		(質疑 ～ なし)	
議	長	質疑なしと認めます。	
		お諮りします。	
		ただいま議題となっております議案第59号は、即決したいと思います。	
		御異議ありませんか。	
		(異議なしの声)	
議	長	異議なしと認めます。	

議 長	<p>したがって、議案第59号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第59号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第59号「松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第14 議案第60号「町営土地改良事業の施行について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第60号「町営土地改良事業の施行について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案する町営土地改良事業は、既に予算等を計上し、事業を推進しております豊岡前中央水路改修工事であります。</p> <p>令和7年度から10年度にかけて、国費等の財源を獲得しながら、具体的に事業を展開することとなるため、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、当事業計画について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>事業概要としては、受益地区は豊岡前地区で、受益面積が22.3ヘクタール、総事業費は2億円、事業延長は用排水路工を2,358</p>

		<p>メートルであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第60号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第60号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第60号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第60号「町営土地改良事業の施行について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第15 議案第61号「令和6年度松野町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	長	<p>「議長」</p>

<p>議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>議案第61号「令和6年度松野町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、松野西小学校の敷地内に整備を進めております放課後児童センターの施設用備品や光ケーブル敷設工事費のほか、鬼北町と共同で事業運営を開始する病児保育事業に対する負担金、奥内の棚田及び農山村風景のガイダンス施設となる井上家住宅の整備に伴う経費、人事院勧告に伴う人件費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成しております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は4千180万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ47億808万8千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。</p> <p>まず人件費につきましては、人事院勧告や人事異動などの調整により、会計年度任用職員報酬や職員給料など合計で2千83万円を追加しております。</p> <p>次に2款総務費では、一般管理費に、令和7年度で松野町政が70周年を迎えることから、記念ロゴタイプを制作するための事業費17万8千円を追加しております。</p> <p>次に3款民生費では、障害者福祉費に、認定手続の簡素化などに対応するための障害福祉システム改造委託料110万円を追加するほか、実績見込みにより重度心身障害者医療費190万円を追加しております。</p> <p>また、児童福祉総務費には、鬼北町と共同で事業運営を開始する病児保育事業に対する負担金60万4千円を追加するほか、児童福祉施設費に、令和7年4月から運用を開始する放課後児童センター開設に必要な施設用備品購入費や光ケーブル敷設工事請負費など合わせて843万4千円を追加しております。</p> <p>次に4款衛生費では、保健衛生費に、令和5年度の事業実績に基づ</p>
------------------------	---

<p>議 長 7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>き未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 17万5千円を追加するほか、同じく事業実績に基づき必要となった各種事業の返還金を追加しております。</p> <p>次に10款教育費では、文化振興費に、奥内の棚田及び農山村景観のガイダンス施設となる井上家住宅に管理道や駐車場などの周辺設備を整備するための土地購入費など224万5千円を追加しております。</p> <p>これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支出金88万2千円、15款県支出金131万8千円、21款町債のうち過疎対策事業債460万円を計上し、最終の財源調整として18款繰入金のうち財政調整基金繰入金3千500万円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p> <p>2点ばかりお聞きしたいと思います。</p> <p>まず1点目でございますが、22ページの6目文化振興費のうちの重要文化的景観奥内地区のガイダンス施設整備事業についてお聞きします。</p> <p>これに伴います今回予算として、登記調査測量委託料97万円、土地購入費127万5,000円の合計224万5,000円についてお伺いをしたいと思います。本事業の奥内の棚田及び農山村景観は、平成29年に重要文化的景観として選定を受け、令和3年に整備活用計画を策定し、令和2年から11年度の10年間をかけて整備活用を推進していくというものでございまして、今回の予算計上の井上家住宅の主屋及び土蔵は、文化的景観の学習施設、それから来訪者との交流や体験学習の拠点、そして地域住民の集いの場として活用することを目的に5年度に本体や管理道路、駐車場等の調査測量を実施を</p>
--	--

されております。

今後の計画では、井上家の住宅整備事業として管理道や駐車場等の周辺整備が2,200万円、住宅と土地土蔵整備の工事価格は当初は9,000万円となっておりますが、資材、労務単価等の高騰に伴い、工事費が30%増の1億2,000万になる見込みと試算されているということでございますが、これが文化庁から補助の対象として、可能な限りオリジナル材の利用を求められており、改築と比較して、工事費が割高になっているとの説明を受けたところでございます。

そこでお聞きしますが、1つは文化庁から可能な限りオリジナル材の利用を求められるということですが、具体的にオリジナル材とはどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

2点目が、井上家住宅の運営に対する町の基本的な考え方をお聞かせ願います。

それから3点目に、この住宅を運営活用していくためには、地元奥内地区の協力が必要不可欠であるということは言うまでもありませんが、現在、地元に対し、どの程度の話をしているのか、地元は本事業に対し、どのような理解をいただいていると思われるのか、お伺いをいたします。

それから次2点目の質問でございますが、今年度の予算状況についてお伺いします。

今回の12月補正で今年度計画されている事業は、ほとんど予算化されている一方、歳入の主財源である地方交付税のうち、特別交付税は未定であります。見込額はほぼ満額予算計上されている状況であると思います。今回の補正予算に必要な財源として、財政調整基金の繰入金で3,500万円計上され、これで累計額は2億7千491万7千円となり、もし最終的にこの額が基金取崩し額となるのであれば、これまでで最も多い取崩し額になるのではないかと思います。今後の見通しをお伺いいたします。

<p>戎 教 育 課 長 議 長 戎 教 育 課 長</p>	<p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「戎教育課長」</p> <p>はい。それでは赤松議員の御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、1点目でございます井上家住宅を利用したガイダンス施設の整備に当たり文化庁から利用を求められておりますオリジナル材とは何かという御質問でございますけども、今回のガイダンス施設につきましては、現存する井上家住宅を改築して整備をすることにしておりまして、その改築に当たりましては、もともと井上家住宅に使用されていた部材を一部活用するというようにしております。</p> <p>オリジナル材とは、この元の住宅に使用されておりました柱などの部材ということになります。</p> <p>今回の改築におきましては、オリジナル材の利用については、柱とは梁のほうにつきましては50%程度、それから床材が20%程度、それから基礎の石とかになりますけども、礎石のほうは80%程度を再利用するというようにさせていただいております。</p> <p>次に、2点目でございます井上家住宅の運営に対します町の基本的な考え方についてでございますけども、今回のガイダンス施設につきましては、奥内の生業や暮らしぶりを理解するための重要文化的景観のガイダンス施設ということであるという観点からも、施設の運営につきましては、可能な限り地域住民の皆さんの協力が欠かせないというふうに考えております。したがって、このガイダンス施設の運営につきましては、地元奥内地区で構成されております奥内の里保存会のほうを中心に、協力を求めたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>あと3点目の、地元奥内への説明と、どのように理解をいただいているかというところでございますけども、地元に対します事業内容の説明につきましては、これまで奥内組の皆様にお集まりいただきまして、説明会のほうを合計で3回開催させていただいております。説明</p>
--	---

<p>八十島副町長 議 長 八十島副町長</p>	<p>によりまして、事業の実施につきましては、御理解をいただいているところをごさいます、地元に対して運営をお願いする、協力を依頼するということにつきましても、現在、内容をお伝えして御検討いただくようお願いをしているところをごさいます。</p> <p>今後の具体的な施設の運営につきましては、年明けから、より具体的な協議を進めていきたいというふうに考えているところをごさいます。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「八十島副町長」</p> <p>はい。赤松議員の質問に対して答弁をさせていただきます。</p> <p>今回の予算編成で、特に、財政調整基金の取崩しをやむなくしているということで、御心配の向きでございませけれども、幸いにしてちょうど今年度は国からの普通交付税の再算定、いわゆる追加交付が見込まれております。内容といたしましては、これまで発行しております臨時財政対策債に対する今後の償還対策として1千500万程度、そして残った分のあと3千万余りはですね、今回、特に給与改定費、うちのほう、この補正に対してウエイトが高いんですけれども、その分に対してですね、追加交付がございませ。</p> <p>基本的には今回この予算上は、3千500万取崩しとなっておりますけれども、この分については何とか財源の見通しが立ったので、取崩しはしなくて良いのではないかとというふうな考えであります。</p> <p>ただし、今、発行予定、過疎対策事業債とか、起債の発行を見込んでおりますけれども、この決定がまだなされておられません。特にソフト分についてはですね、ちょっと当て込んでおる部分もありますし、これが圧縮されますと、若干影響もございませるので、これからの事業執行のいわゆる不用額等々も見ながらではございませけれども、当初のやはり2億円余りの取崩しについてはですね、今のところは必要ではないかというふうな見込みであります。これも結果的にですね、こ</p>
----------------------------------	---

れからも普通交付税の動向によって、来年度の予算編成もいろいろと厳しくなると思うんですけども、いわゆるそういう中で、やはり今、積んでおります減債基金の活用とか、今、有効に活用できてない地域福祉基金、こういったものをやはり国、県を通じてですね、子育て支援の対策の費用として基金活用できないか、そういったことを問合せながらですね、財源確保を図って、できるだけ財調のほうを崩さないようにというような取り組みでいきたいと思っています。

以上、簡単でございますけれども答弁に代えたいと思います。

7 番 赤 松
議 長

「議長」

「赤松議員」

7 番 赤 松

まず1点の井上家住宅の関係でございますが、一応、現在奥内の組では、集落で住民が自立した生活が送れるかどうかを調査する、徳野熊本大学教授のT型集落点検の実施や奥内の里の保存会などが、地域を挙げて取り組まれて、熱心に取り組まれている現状でございます。そういうことから今から、今の答弁では、地元の理解もある程度は得られているということでございますし、今後具体的に今後はどういう具体的な内容で運営をしているのか、今から詰めていくということでございますので、ひとつ是非、地元と一体となって本事業の目的が達成できますように努力をしていただきたらと思います。

それから2点目の財政問題でございますが、今の副町長のお話では、やはり2億円、2億2千万余りですかね、財政調整基金の取崩しをせざるを得ないのではないかなというふうな見通しのようでございますが、ちょうど来年度の予算編成も今、始められたということでございますので、ひとつ来年度の予算に向けて、特に今議会で3期目の坂本町政の初議会でございます。ということで、40余りの公約を持って今回スタートをされたわけでございますので、その中に様々な行政課題に対応するための財源基盤が必要になってくるのではないかと思います。そういうことを踏まえまして、ひとつ事業の選択とそれから集中によりまして、今からの松野町の町政がスムーズに推進でき

議	長	<p>ますことをお願い申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第61号は、即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第61号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第61号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第61号「令和6年度松野町一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第16 議案第62号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第62号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p>

	<p>今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千175万7千円を追加し、補正後の予算総額を5億6千521万4千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出予算の補正内容は、まず人件費につきまして、人事院勧告に伴う調整として、職員給料など合計で3万4千円追加しております。</p> <p>次に1款総務費では、制度改正に伴い必要となる国保総合システム改修負担金13万8千円を追加し、7款基金積立金では、前年度繰越金の2分の1相当額の財政調整基金積立金1千13万8千円を追加し、8款諸支出金には令和5年度の普通交付金や特定健康診査などの県支出金精算額の確定により、保険給付費等交付金返還金144万7千円を追加しております。</p> <p>これらに対応する歳入予算としては、7款繰入金13万7千円のほか、8款繰越金1千58万4千円、9款諸収入103万6千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>	
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第62号は、即決したいと思っております。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第62号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。

議	長	(賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、議案第62号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第62号「令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第17 議案第63号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第63号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ257万6千円を追加し、補正後の予算総額を3億2千886万7千円にしようとするものであります。 歳出予算の補正内容は、人事院勧告に伴う調整として、一般職及び会計年度任用職員に係る職員給与などの人件費を合計で257万6千円追加しております。 また、歳入予算では、7款繰越金を257万6千円追加しております。
議	長	以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。

議	長	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第63号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第63号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第63号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第63号「令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第18 議案第64号「令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町議	長	<p>「議長」</p>
坂本町議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町議	長	<p>それでは議案第64号「令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万2千円を追加し、補正後の予算総額を8億1千402万8千円</p>

		<p>にしようとするものであります。</p> <p>歳出予算の補正内容は、まず人件費については、人事院勧告に伴う調整として、職員給料など合計で46万2千円を追加しております。</p> <p>次に4款地域支援事業費に、訪問型通所型サービス事業の実績見込みが予算額を超過することから、不足分の負担金312万円を追加しております。</p> <p>これらに対応する歳入予算としては、1款保険料47万円のほか、3款国庫補助金44万1千円、4款支払基金交付金36万円、5款県支出金25万1千円、一般会計繰入金206万円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第64号は、即決したいと思っております。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第64号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第64号を採決します。</p>

<p>議 長</p>	<p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、議案第64号「令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。 日程第19 発議第2号「松野町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。 提出者に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>5 番 安 西</p>	<p>「議長5番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「安西議員」</p>
<p>5 番 安 西</p>	<p>発議第2号「松野町議会委員会条例の一部改正について」を提案いたします。 これは地方自治法第112条及び松野町議会規則第14条第2項の規定により提出するもので、提出者は、松野町議会議員安西博文、賛成者、松野町議会議員森岡健治、同じく赤松紀幸、同じく山石恭助、同じく山田寛二、同じく山崎匡であります。 それでは、提案理由を申し上げます。 本案は、松野町議会委員会条例第2条の常任委員会の所管を改正するもので、現在、総務と産業の2つの常任委員会を設置し、議員7人全員が委員となり、それぞれの委員会で審査を行っておりますが、法令遵守並びに理事者、議会双方の負担軽減及び議会運営の効率化を図ることを目的に、常任委員会を1つにし、名称を総務常任委員会とする改正を行うものであります。 なお、改正後の松野町議会委員会条例の規定は、現任の常任委員改選後から適用するものであります。 以上、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)</p>

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております発議第2号は、即決したいと思いま</p> <p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発議第2号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、発議第2号「松野町議会委員会条例の一部改正につい</p> <p>て」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第20 報告第9号「議会改革特別委員会結果報告について」</p> <p>を議題とします。</p> <p>委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告を願います。</p>
4 番 山 田		<p>「議長4番」</p>
議	長	<p>「山田議員」</p>
4 番 山 田		<p>午前中に続きましてちょっと声が出にくいんですが、お許しいただ</p> <p>いたらと思います。</p> <p>議長のお許しを得ましたので、会議規則第77条の規定により、議</p> <p>会改革特別委員会の結果につきまして御報告をいたします。</p>

特別委員会の開催につきましては、令和5年9月25日から令和6年11月7日まで、研修を含めて計17回実施してきました。

第1回から5回にかけては、議会改革の情報発信として議会だよりの発行、議員報酬、定数、政務活動費を中心に協議を行いました。

第6回から8回にかけては、議員報酬、定数、政治倫理条例について協議を行いました。

第9回、本年4月29日には、鬼北町において、鬼北町議会の先進的な取組について経過説明を受け、意見交換を行いました。

第10回から17回にかけては、議員報酬、定数について、最終的な意見の集約を行い、報告書に取りまとめを行いました。

以上、活動の状況について報告しましたが、委員会としての審査結果報告書のとおり、議員報酬については、県内町議会の報酬比較では、県内最低であります。全国の同規模自治体との比較調査においても、最低レベルとなっています。このままでは若者を含めた、成り手不足が懸念されます。

今年に入り、県内においても全国的に報酬アップへの取り組みが加速しています。このような背景のもと、報酬アップを議題に長期間にわたり、調査検討をしてきました。「上げるべきだ。」「据置きで良い。」「上げるならば、幾らにするのか。」など、各委員の考えも様々で、特別委員会としての意見集約にはかなりの時間を要しました。

最終的には特別職報酬等審議会に委ねるということに決定をいたしました。なお、特別職報酬等審議会を開催するにあたっては、「委員には、議会の活動状況を把握している方を選任願いたい。」「委員へ説明する機会を設けていただきたい。」この2つのことを要望としてつけ加えさせていただきたいと思っております。

次に、町民への議会活動を活動の理解を図るための議会だよりの発行は本年2月を皮切りに、年4回発行することでスタートをしました。議会だよりの発行については、町民に分かりやすく、身近な議会と感じてもらえるよう今後も継続して行うことにしております。

<p>議 長</p>	<p>次に、議会や議員定数については、「現状の7名では少な過ぎる。」 「増やすべきだ。」「増やすのであれば何人が良いのか。」など、協議を進めましたが、定数が7名になってから現在4期目であり、定数を削減した時よりも人口が減少していること、過去3期12年において7名での議会運営で、ほとんど支障がなかったことなどを考え、全員で協議した結果、現状の7名とするとの意見に至りました。</p> <p>最後に、政務活動費については、県内の状況、全国の町村議会の状況を調査研究した結果、当町議会としては導入を見送るという意見でまとまりました。</p> <p>また、政治倫理条例についても協議を行いました。その過程で、町内の団体からも、議長あてに改正の要望が提出されました。今後は、全員協議会等で審議を進めていくことにしております。</p> <p>同町議会においては、今後も様々な諸問題が発生することと思われませんが、当委員会における調査研究は本日をもって終結し、今後は、所管の常任委員会及び全員協議会において審査していくとの結論に達しました。引き続き、議員全員で議会改革に取り組む所存です。</p> <p>これまでこの委員会活動を御協力をいただきました皆様に対しまして、この場を借りましてお礼申し上げます。</p> <p>今後におきましても御指導賜りますことをお願い申し上げます、議会改革特別委員会の結果報告といたします。</p> <p>令和6年12月13日、議会改革特別委員会委員長、山田寛二。 以上です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>日程第21 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議あり</p>
----------------	--

		<p>ませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
議	長	これで会議を閉じます。(14:14)
議	長	町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、第4回定例議会の閉会にあたりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、規約の変更及び条例改正、一般会計並びに特別会計補正予算等の審議案件につきまして慎重な審議をいただき、全議案、全会一致で議決をいただきましたこと誠にありがとうございます。</p> <p>審議を通じちょうだいいたしました貴重な御意見につきましては、今後、事務事業の執行推進に反映させて参ります。</p> <p>さて今回は4名の議員さんから一般質問をいただき、それぞれ答弁をさせていただきました。いずれも、私の3期目の任期が始まったことも踏まえて、町政を推進する上で重要な課題について御指摘をいただいたものと受け止めております。その中で、今回私が基本方針に松野プライド宣言というものを加えましたが、これは町民の皆様とともに、町を良くしていこう、元気にしていこうというまちづくりの理念を表現したものであります。当然、私をはじめ全職員が一丸となってこの松野プライド宣言の具現化に取り組んで参りますが、1人でも多くの町民の皆様はその理念を共有していただき、積極的に関わっていただくことを強く期待をしております。</p> <p>さて、今期定例会終了後は町におきましては新年度予算編成の時期</p>

議

長

となります。町においては厳しさを増す財政状況の中で、将来的に国の動向も大きく変化していく可能性があります。今後、本町の重要施策を着実に実施していく上でも、予算編成に当たっては、常に成果を意識しながら、施策、事業の目標の設定と達成度の管理、コストパフォーマンスの検証、選択と集中により効率的で効果的な行財政運営に取り組むことを基本とし、持続可能な財政運営を推進して参りますので、議会のチェック機能を十分に発揮されるとともに、議員各位の力強い御支援をお願いする次第でございます。

いよいよ今年も後半月となりました。議員各位、町民の皆様におかれましては、御家族共々平穩無事に御越年され、輝かしい新春をお迎えになられることをお祈りいたしますとともに、町政の発展に更なる御支援、御協力をお願い申し上げます、議会閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

以上で、令和6年第4回松野町議会定例会を閉会します。

(14:17)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 加藤 康幸

第1日目 松野町議会議員 山田 寛二

同 上 安西 博文